

# 横浜市立上菅田特別支援学校PTA規約

要保存

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この会は、横浜市立上菅田特別支援学校PTAという。

第 2 条 この会の事務局は、横浜市立上菅田特別支援学校におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第 3 条 この会は、保護者と教職員の協力により、児童生徒の心身の健全な発達を図り、教育的条件の向上改善に努めるとともに、本校の事業目的の円滑な遂行推進に寄与することを目的とする。

第 4 条 この会は、会の目的を遂行するため、次の活動を行う。

- 1 児童生徒の個に応じた教育活動の向上に関すること。
- 2 会員相互の研修及び親睦に関すること。

## 第 3 章 会 員

第 5 条 この会は、本校児童生徒の保護者・教職員を会員として組織構成する。なお、児童生徒及び会員の個人情報、本校PTAにおいて定める「個人情報取扱規則」に則り扱うものとする。

## 第 4 章 役 員

第 6 条 この会には、次の役員をおく。

- 1 会 長 1名（保護者）
- 2 副会長 3名（保護者2名・教職員1名）
- 3 書 記 3名（保護者2名・教職員1名）
- 4 会 計 3名（保護者2名・教職員1名）

第 7 条 役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第 8 条 役員欠員に関しては次のとおりとする。

- 1 会長に欠員が生じたときは、副会長のうち1名が任にあたる。任期は前任者の残任期間とする。
- 2 その他役員に欠員が生じたときは、運営委員会の議を経て選任できる。期間は前任者の残任期間とする。

第 9 条 役員選出は、別に定めのある場合のほかは次による。

- 1 役員は、特別委員会（推薦委員会）が推薦し、総会で承認される。
- 2 教職員については、学校長が推薦し、総会で報告する。

第 10 条 会長の選出にあたり、立候補選挙制をとることができるものとする。この場合は、特別委員会（選挙管理委員会）を設置するものとする。

第 11 条 役員任務は、次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し総括する。総会等諸会議開催時はこれを招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- 3 会計は、会運営上の会計事務を適正に処理するとともに、総会にその収支を報告する。
- 4 書記は、諸会議開催時は議事の記録に努めるとともに、会運営上の庶務及び事務連絡の任にあたる。
- 5 役員は相談係として、常任委員会の活動を補佐する。

第12条 学校長はこの会の相談役として、会の活動に参加することができる。

## 第5章 会計監査

第13条 この会は、会計監査3名（保護者2名・教職員1名）をおき、任期は役員の任期に準ずるものとする。

第14条 会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会の議を経て後任を選出できる。任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 会計監査の選出及び任務は次のとおりとする。

- 1 会計監査は、特別委員会（推薦委員会）が推薦し総会でこれを承認する。
- 2 会計監査は、この会の会計が適正に処理されていることを監査し、総会に報告する。

## 第6章 総会

第16条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成し、会長が召集する。

第17条 この会は、年2回総会を開催する。開催する時期は年度初めと年度末とし、年度末の総会は紙面総会とする。ただし、必要な場合は臨時総会を開催することができる。

第18条 この会の開く総会は、全会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

第19条 定例の総会で審議する議事議案は次のとおりとする。

- 1 年度初めの総会  
一般経過報告、決算報告、会計監査報告、活動計画案及び予算案の審議。その他役員会及び運営委員会から提案された議事議案の審議。
- 2 年度末総会  
役員及び会計監査の承認。

第20条 臨時総会で審議又は協議する事項は次のとおりとする。

- 1 会務の遂行上、この会の規約の規定に疑義が生じた場合の審議又は協議。
- 2 その他役員会及び運営委員会から提出された事項の審議又は協議。

## 第7章 役員会

第21条 この会は、必要に応じて役員会を開催するものとする。

第22条 役員会で審議又は協議する事項は次のとおりとする。

- 1 総会又は臨時総会に提出する議案の立案及びその審議。
- 2 会務の遂行上審議又は協議する必要の生じた事項。

第23条 採決を行う場合は、多数決を採用する。

## 第8章 運営委員会

第24条 この会は、必要に応じて運営委員会を開催するものとする。

第25条 運営委員会の構成委員は次のとおりとする。

- 1 役員
- 2 各常任委員会の長

第26条 運営委員会で審議又は協議する事項は次のとおりとする。

- 1 役員会で審議又は協議した事項で、運営委員会で協議する必要の生じた事項。
- 2 各常任委員会で審議又は協議した事項で、運営委員会で協議する必要の生じた事項。

第27条 採決を行う場合は、多数決を採用する。

## 第 9 章 常任委員会

第 28 条 この会の事業を具体的に調査研究立案実施する機関として、次の常任委員会をおく。

- 1 成人教育委員会
- 2 広報委員会
- 3 学年学級委員会
- 4 進路委員会

第 29 条 各常任委員会は、委員長・副委員長・委員によって構成される。

第 30 条 各常任委員長は各委員会の構成員の中から選出され、選出方法は各委員会での話し合いによるものとする。

第 31 条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 成人教育委員会  
会員相互の親睦を図るとともに会員教育の企画実施に携わり、社会教育を盛んにする。
- 2 広報委員会  
会の活動状況について広報活動を推進する。
- 3 学年学級委員会  
学校と家庭及び会員相互の連携と理解を図る。
- 4 進路委員会  
生徒の卒業後の進路に関する情報や資料を収集し、生徒の障害に応じた進路開拓につとめる。

## 第 10 章 特別委員会

第 32 条 この会の事業を遂行するため、必要と認められた特別委員会をおくことができる。ただし、役員会で承認を得る。

第 33 条 特別委員会は、委員長・委員によって構成される。ただし、必要と認めた場合は副委員長を選出する。

第 34 条 特別委員会の目的・活動は別に細則に定める。

## 第 11 章 会 計

第 35 条 この会の運営資金は、会員から徴収する会費又はその他の収入金とする。

第 36 条 この会の会費は、会員 1 名につき月額 650 円とする。その月に 1 日も在籍のない場合は、会費を返金する。また、教職員は無給のときは免除とする。運営委員会の承認のあった場合は、臨時に会費を徴収することができる。

第 37 条 この会の会計上の年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 38 条 その他の収入金に関しては、別に細則によって定める。

## 第 12 章 細 則

第 39 条 この会は、会務遂行上の作業を促進するため、この規定の定める精神に反しない範囲で別に細則を規定することができる。

第 40 条 細則は、運営委員会において制定又は改廃し、総会で報告する。

## 第 13 章 改 正

第 41 条 この会の規約は、総会において出席者の過半数で改正することができる。ただし、改正案は総会開催の少なくとも 10 日前に全員に知らせておかなければならない。

#### 第 14 章 旅費・活動費

第 42 条 この会は、会の発展と活動の円滑な遂行を目的として旅費・活動費に関する規定を細則によって定める。

#### 第 15 章 慶 弔

第 43 条 この会は児童生徒及び会員の相互の親睦をはかるため、互助又は慶弔に関する規定を細則によって定める。

#### 第 16 章 会務先決

第 44 条 この会の会務遂行途上で緊急な事態が発生したときはこの会の規定にかかわらず、会長が先決処理し、事後の総会（臨時総会）で承認を得なければならない。

#### 附 則

1 この規約は昭和 49 年 9 月 1 日より実施する。

2 規約改正	第 1 回	昭和 49 年	9 月 1 日	制定
	第 2 回	昭和 50 年	3 月 30 日	改正
	第 3 回	昭和 51 年	4 月 11 日	改正
	第 4 回	昭和 52 年	4 月 10 日	改正
	第 5 回	昭和 55 年	4 月 13 日	改正
	第 6 回	昭和 58 年	3 月 1 日	改正
	第 7 回	平成 4 年	4 月 24 日	改正
	第 8 回	平成 7 年	4 月 28 日	改正
	第 9 回	平成 17 年	5 月 16 日	改正
	第 10 回	平成 18 年	4 月 18 日	改正
	第 11 回	平成 20 年	1 月 30 日	改正
	第 12 回	平成 21 年	4 月 28 日	改正
	第 13 回	平成 22 年	12 月 4 日	改正
	第 14 回	平成 28 年	4 月 25 日	文言修正
	第 15 回	平成 29 年	4 月 28 日	改正

## 細 則

### 特別委員会設置に関して（第34条）

- 1 特別委員会の目的・活動内容等はその委員会の委員によって協議し、役員会の承認を得て活動を行う。
- 2 特別委員会の目的・活動内容等はその委員会を設置した主旨に基づいて定める。
- 3 特別委員会については、その活動が終了した時期に解散することができる。  
(特別委員会の例 推薦委員会、周年行事委員会、臨時の行事等の委員会 など)

### 旅費・活動費に関して（第42条）

- 1 役員活動費として次のとおり定める。
  - (1) 役員（会長・副会長・書記・会計）の活動費として、学校外の活動に参加した場合1日700円を支給する。その他会員の活動費については、別途協議する。
  - (2) 宿泊を伴う場合は、宿泊費の全額を別途支給する。ただし、役員会での協議・承認を必要とする。
  - (3) レスパイトが生じた場合は、その費用を支給する（食費は除く）。ただし、役員会での協議・承認を必要とする。
  - (4) 次の場合には、別途運営委員会にて協議の上、日数分の渉外活動費を支給できるものとする。
    - ・ 関肢P連・全肢P連などの大会主管校となった場合、当日の参加役員に対する渉外活動費。
    - ・ 上記団体の役職を担って出張する者に対する渉外活動費。
  - (5) 次の団体の会長を担う場合、別途運営委員会にて協議の上、対象者に運営活動費を支給できるものとする。
    - ・ 市P連特別支援学校部会 ・ 神肢P連 ・ 関肢P連 ・ 全肢P連
- 2 役員・委員が学校外の活動に参加した場合、その交通費を次のとおり支給する。その他会員の活動費については、別途協議する。
  - (1) 公共交通機関を利用した場合は、出発地から目的地までの往復の交通費を支給する。
  - (2) 自家用車利用の場合は、車提供者に、出発地から目的地までの往復のガソリン代を支給する。ガソリン代の算定に関しては就学奨励費の交通費の算定基準に準ずる。  
※（独）統計センター 小売物価統計調査 ガソリン代  
年度初めに価格見直し 燃費1ℓ=10km（横浜市基準）  
高速代は実費を、駐車場代は領収書がある場合のみ支給する。

### 慶弔に関して（第43条）

児童生徒及び会員の互助又は慶弔について次のように定める。

- 1 祝い金
  - (1) 結婚（教職員のみ） 5000円
  - (2) 出産（教職員のみ） 5000円
  - (3) その他 必要なときは別途協議する。

- 2 弔慰金
  - (1) 児童生徒 20000円
  - (2) 会 員 10000円
  - (3) その他 必要なときは別途協議する。
  
- 3 通夜・告別式への弔花について
  - (1) 担任がご家族に確認をし、辞退されなければPTA会長の依頼を受けて、生花・花輪を手配する。
  - (2) その他 必要なときは別途協議する。
  
- 4 病気見舞金（在籍期間中1回に限る）
  - (1) 児童生徒が15日以上入院したとき 5000円
  - (2) 会員が15日以上入院するか、又は30日以上療養休暇時 5000円
  - (3) その他 必要なときは別途協議する。
  
- 5 災害見舞金
 

災害見舞金については、実情・程度によりその都度協議する。

その他の収入金に関して(第38条)

ふれあい基金 運営細則

- 1条 基金は、バザー等の収益をもってあてる。
- 2条 基金の使用については、運営委員会にて協議をする。
- 3条 PTA会長は、毎年PTA総会において、収支の報告をすることとする。

常任委員会に関して(第29条)

- 1 委員の構成に関して次のとおり定める。
  - (1) 学年学級委員は1クラスにつき1名の割合での選出を基準とするが、クラス数に関わらず学年の人数15名につき1名の選出でも可とし、対象学年で話し合い運営委員会に報告する。
  - (2) 学年の保護者人数が11名以下の場合、学年学級委員を除く1委員会を免除する。さらに人数が少ない学年は、運営委員会で協議の上、免除する委員会を決定する。その対象学年から役員が選出された場合は、さらに1委員会を免除する。
 

ただし、委員の選任を減らすので、委員長免除の対応はしない。また、免除した委員会の連絡事項は、対象学年の学年学級委員を通じておこなうものとする。

- この規定は、平成 2年 4月 1日から施行する。
- |    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 改訂 | 平成13年 | 4月 1日から施行する。  |
| 改訂 | 平成17年 | 4月 1日から施行する。  |
| 改訂 | 平成18年 | 4月 1日から施行する。  |
| 改訂 | 平成20年 | 1月30日から施行する。  |
| 改訂 | 平成21年 | 4月 1日から施行する。  |
| 改訂 | 平成22年 | 12月 4日から施行する。 |
| 改訂 | 平成28年 | 4月25日から施行する。  |
| 改訂 | 平成29年 | 4月28日から施行する。  |
| 改訂 | 平成30年 | 4月26日から施行する。  |
| 改訂 | 令和元年  | 5月23日から施行する。  |